

18宇市人第403号  
平成18年8月28日

宇治市職員労働組合  
執行委員長 小野 敦 様

宇治市長 久保田 勇

休息時間の廃止について（提起）

1 休息時間を廃止し、勤務時間等を次のとおりとする。

区分	改正後	改正前
勤務時間	午前8時30分から 午後5時15分まで	午前8時30分から 午後5時15分まで
休憩時間	午後0時15分から 午後1時まで	午後0時15分から 午後1時まで
休息時間	廃止	午後0時から 午後0時15分まで 及び 午後5時から 午後5時15分まで

2 勤務時間を別に定められている所属の勤務時間等については、勤務時間等のうち休息時間を廃止し、当該時間が置かれていた時間帯を正規の勤務時間内と読み替えて適用する。

3 実施時期

平成19年1月1日